

第3節 事後調査結果の報告等

3-1 事後調査報告書の提出期限及び提出先

事後調査を行う時点は、「建設工事に伴う影響が最大となる時期」及び「施設の稼働が通常の状態に達した時点」の2時点である。

事後調査結果報告は「建設工事に伴う影響が最大となる時期」及び「施設の稼働が通常の状態に達した時点」の各調査が完了した時点で速やかに行う。

事後調査報告書は県知事に提出する。

3-2 事後調査報告書の公表・公開の方法

事後調査結果は、事後調査報告書としてとりまとめ、公表・公開する。

公表・公開場所は、諏訪市・茅野市の関係部署とする。また、株式会社L o o o pのホームページにおいても公表・公開する。

3-3 環境保全目標が達成できない場合の対応

事後調査の結果、本事業の影響により環境保全目標が達成できない場合には、速やかにその原因を究明し、必要に応じて専門家の助言・指導を仰ぎつつ、環境保全措置の追加・見直し並びに追加・見直した環境保全措置を踏まえた予測及び評価を行う。

